

ペットはマナーと愛をもって 正しく飼いましょう

問い合わせ／環境課計画担当（内線3120）

決まった飼い主のいない野良猫が、ゴミをあさったり、フンをしたりして近隣に迷惑をかけています。

野良猫にエサを与える場合は、ゴミやトイレのマナーなど近隣とトラブルにならないようにしてください。

また、猫同士が不妊・去勢手術をしていないと、子猫が生まれ、飼い主のいない不幸な猫が増えてしまいます。不幸な野良猫を増やさないよう、不妊・去勢手術を行う等、最後まで責任をもって管理してください。

なお、犬や猫の愛護動物を虐待したり捨てることは犯罪です。違反すると懲役や罰金に処せられます。



犬に関する相談／鴻巣保健所（☎541-0249）

猫に関する相談／県動物指導センター南支所
（☎048-855-0484）

身元を表示しましょう

飼い犬には鑑札・注射済票、飼い猫には飼い主がわかる首輪や名札など、身元表示や目印になるものを付けましょう。災害時など迷子になったときにも役立ちます

責任を持って飼える頭数を飼育しましょう

犬又は猫の飼い主は、子犬や子猫を望まない場合、繁殖防止のための措置を講じることが義務付けられています。適正な飼育が困難となるおそれがある場合は、不妊・去勢手術を行いましょう

周辺環境への配慮

動物が好きな人もいれば苦手な人もいます。飼っているペットの鳴き声やにおいなど、他人に迷惑をかけないように飼いましょう。

また、散歩中のフンは飼い主がきちんと始末し、必ず自宅に持ち帰りましょう

※市では犬のフンでお困りの方に啓発用看板を無償で配布しています

「彩の国動物愛護推進員」を募集します

問い合わせ／県生活衛生課（☎048-830-3612）

埼玉県では、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとして積極的・自主的に協力していただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

募集期間／11月30日（火）まで

詳細は県HPをご確認ください



●年1回の狂犬病予防注射は飼い主の義務です●

狂犬病は人に感染し、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。犬と人間の健康を守るためにも狂犬病予防接種を必ず受けましょう。

なお、新型コロナウイルスの影響により、毎年4月～6月に義務付けられている接種期間が12月31日（金）まで延長されました。まだ注射を受けていない犬の飼い主の方は、動物病院で注射を受けさせてください。事情により接種が困難な場合は、動物病院で発行された狂犬病予防接種猶予証明書を環境課窓口又は両支所までお持ちください。

●犬の登録と届出●

犬を飼い始めたら登録（犬の一生に1回）と鑑札の交付を受けましょう。また次のようなときには届出が必要です。

- ・飼い主や住所が変わった
- ・犬が亡くなった